

県と市町村が二人三脚で国保を運営

～平成 30 年度から県が国保のかじ取り役に～

みんなで支え合う国民健康保険が今、新たな局面を迎えています。
シリーズ第7回目は国保の広域化についてお知らせします。

☎役場健康づくり推進課国保年金係 ☎ 286 - 3113

国保運営の中心的な役割を県が担います

現在、国保はそれぞれの市町村で運営していますが、国の制度改革により平成 30 年度からは県が財政運営の中心的な役割を担うことになります。

県が市町村とともに国保の運営主体となることにより、医療費増加などのリスクを県全体に分散し、保険税負担の急激な上昇を抑えることができるようになる

など、国保財政を安定化させることが改革の主なねらいです。

制度改革に伴い、県が国保の財政運営に関する部分を担い、保険証の発行や保険税の賦課徴収、保健事業などは、これまで同様市町村が行うことになります。(下表「改革後の県・市町村の主な役割」参照)

◆改革後の県・市町村の主な役割

県の役割 ～安定的な国保運営～	市町村の役割 ～地域におけるきめ細かな事業～
国保運営方針の策定	保険証の発行や国保加入脱退などの窓口機能
保険給付に要した費用を市町村へ支払い	保険税の賦課徴収
市町村ごとの標準的な税率や算定方式を算定・公表	健診などの保健事業
市町村が県へ納める事業費納付金の額を決定	診療報酬や高額療養費などの保険給付

保険税の賦課、納付はどうなるの？

1. 町が県へ納める納付金

市町村は、加入世帯から納めていただいた保険税をもとに県に対して「事業費納付金」を支払います。

県が市町村ごとの事業費納付金を算定する際には、各市町村の医療費水準などをもとにするため、医療費水準が高くなると県へ支払う事業費納付金が増加し、結果的に保険税率が高くなってしまいます。

このため、本町では平成 30 年度以降も、これまで以上に健康づくり事業などの医療費適正化に取り組んでいきます。(右図「平成 30 年度からの保険税賦課・納付」参照)

県は、県内の全市町村から納められた事業費納付金や国からの交付金などを財源として、市町村が医療機関へ支払う診療報酬や国保世帯に支払う高額療養費など、医療給付にかかる費用を市町村へ交付します。

2. 保険税率

平成 30 年度以降は、県が市町村ごとに示す標準的な税率や算定方式を参考に、それぞれの市町村が具体的な保険税率および算定方式を定めます。このため、

市町村ごとに保険税率は異なることになります。

なお、市町村に納付された保険税は、すべて県に支払う事業費納付金へ充てられることになります。

